

広報かしわ編集業務等委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 当該業務の目的、概要

(1) 目的

本業務委託については、民間事業者の持つ創造性、専門性、ノウハウ等を活かした企画や提案を採用することにより、見やすく伝わる広報を実現するとともに、業務の効率化を図るもの。

(2) 業務概要

柏市が毎月1日及び必要に応じて臨時発行する広報かしわについて、企画立案のサポート、レイアウト・デザイン等のDTP編集、校正、印刷業者へのDTPデータ入稿等の誌面作成、写真撮影、本業務への改善提案等を業務とする。詳細は、別紙1「広報かしわ編集業務等委託仕様書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約日から令和10年10月31日

(4) 契約方法

ア 編集業務

本誌32ページの単価契約とする。委託期間中の発行予定回数は37回（令和7年10月号～令和10年10月号）。必要に応じて臨時発行する場合あり。

イ 撮影業務

8時間（一日）・4時間（半日）の単価契約とする。委託期間中の撮影予定回数は148回（各月一日2回・半日2回）。

(5) 上限金額

76,447,000円（令和7年度は14,329,000円、令和8年度は24,847,000円、令和9年度は24,847,000円、令和10年度は12,424,000円を上限とする。消費税を含む）※編集業務と撮影業務の合計金額。債務負担行為設定済み

2 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルの公募日から契約締結日までにおいて、次の要件を全て満たすこと。

(1) 法人であること（個人での応募は不可）。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

(4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。）ではないこと。

(6) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に

- 規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。)ではないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 関東近郊に本社又は支社を有し、緊急時の対面による打ち合わせなど、柔軟な対応が可能であること。
- (9) 平成27年度以降、官公庁等が発注した自治体広報誌又は市勢要覧等の編集に係る委託業務について、元請けとして1年以上履行した実績があること。
- (10) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

3 全体スケジュール

内容	日にち
公募日	令和7年5月30日(金)
参加意思表明書等提出期限	令和7年6月9日(月)
参加資格審査結果通知	令和7年6月16日(月)
質疑受付締切	令和7年6月24日(火)
質疑に対する回答	令和7年6月26日(木)
企画提案書提出期限	令和7年7月14日(月)
プレゼンテーション審査	令和7年7月17日(木)
審査結果通知	令和7年7月18日(金)
受託者との調整(予定)	令和7年7月18日(金)～ 7月25日(金)
受託者との契約(予定)	令和7年7月28日(月)
契約後の初回発行	令和7年10月1日(水)

※各期日は特段の事情による変更の場合あり

4 参加意思の表明

本プロポーザルに参加の意思がある者は、次のとおり参加意思表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加意思表明書(様式第1号)
- イ 法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書でも可。3か月以内に発行されたもの)
- ウ 暴力団及びその他の暴力的集団の構成員でないことの誓約書(様式第2号)
- エ 国税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの。写しで可)
- オ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書(未納がないものを証明するもの。3か月以内に発行されたもの。写しで可)
- カ 平成27年度以降、自治体広報誌又は市勢要覧等の編集に係る業務を元請けとして受注し、1年以上履行した実績がわかるもの(自治体と交わした同業務の契約書の写しと仕様書の写しなど)

(2) 提出期限

令和7年6月9日(月)午後5時

(3) 提出方法

柏市広報広聴課へ直接持参(土・日曜日、祝日を除く)又は郵送(必着)によるも

のとする。

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 留意事項

参加資格の審査結果は、令和 7 年 6 月 1 6 日（月）までに参加意思表明書に記載したメールアドレス宛にメールで通知する。

5 辞退

「4 参加意思の表明」に従い、参加意思表明書を提出した後に本プロポーザルを辞退する場合は、令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時までに辞退届（任意様式）を柏市広報広聴課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）、郵送（必着）又はメールにて提出すること。また、参加意思表明後に辞退した場合も、今後の入札に不利にはならないものとし、既に提出された書類等については返却しない。

6 質疑・回答

本プロポーザルについて不明な点がある場合は、次のとおり柏市に対して質問をすることができる。柏市は可能な範囲内で質問に応じ、回答をホームページへ掲載する。

(1) 提出書類

質疑書（様式第 3 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午後 5 時

(3) 提出方法

柏市広報広聴課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）、郵送（必着）又はメールによるものとする。

(4) 回答

令和 7 年 6 月 2 6 日（木）までにホームページで掲載する。

(https://www.city.kashiwa.lg.jp/jigyosha/tender_contract/proposal/boshuchu/index.html)

7 企画提案書等の提出

「4 参加意思の表明」に従い参加が認められた者（以下「提案者」という。）は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

記載内容や様式等は別紙 2 「企画提案書及び『広報かしわ（案）』作成要領」を参照のこと。

イ 業務工程表

業務工程表（様式第 4 号）に令和 7 年 1 0 月号・1 1 月号の編集スケジュールを具体的に示すこと。なお、1 0 月号は令和 7 年 9 月 1 2 日（金）、1 1 月号は 1 0 月 1 5 日（水）までに、制作・校正を完了させ、編集データを印刷会社へ送るものとする。

ウ 見積書

見積書（様式第5号）に、編集業務における各ページ単価の見積額（税抜き）と撮影業務における1回（一日・半日）当たりの単価の見積額（税抜き）を記載する。また、令和7年10月号から令和10年10月号までの37回分と臨時号6回分の編集業務と撮影業務（各月一日2回・半日2回）の合計額を記載し、上限金額内で提示すること。

エ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）

(2) 提出期限

令和7年7月14日（月）午後5時

(3) 提出方法

柏市広報広聴課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）又は郵送（必着）によるものとする。

(4) 提出部数

各9部（ウ「見積書」は、原本を1部、残り8部はコピーで可）

(5) 留意事項

ア 提出書類の取扱い

(ア) 企画提案書等の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。提出された書類は返却しない。

(イ) 提案書は本プロポーザル以外に使用しない。（最優秀提案者の提案書については、協議の上、当該業務に使用する場合あり）

イ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

(ア) 異なる提案を複数提出したとき。

(イ) 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

(ウ) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき。

(エ) 予定金額の上限金額を超えるとき。

(オ) 仕様を満たさない提案であるとき。

(カ) 参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。

(キ) その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続によらなかったとき。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等提出後、次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの日時の詳細は、企画提案書等提出後、参加意思表明書に記載したメールアドレス宛にメールで通知する。

(1) 日時

令和7年7月17日（木）

(2) 場所

柏市役所分室3第4会議室

(3) 方法

ア 参加人数は各提案者3名以内とし、本業務で主任担当者となる者（予定者）は必ず参加すること。

- イ 説明資料は企画提案書とし、プレゼンテーション用の追加提出は認めない。
- ウ 1者あたりの時間は約60分（説明30分、質問30分程度）を予定。
- エ プレゼンテーション時に、プロジェクター・スクリーン（柏市が用意）を使用する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等その他機器は持参すること。

9 審査

公募型プロポーザル方式として、柏市プロポーザル方式選定委員会（広報かしわ編集業務等委託）（以下「委員会」という。）が、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を審査・採点し、合計点が最も高い提案者を受託者とする。なお、（ ）内は配点である。

(1) 審査項目

ア 提案者の信頼性・実績（20点）

- ・会社概要や事業内容、社員の印象、社員や施設の充足を鑑み、信頼性はあるか。
- ・他自治体広報誌等への実績・ノウハウを有しているか。

イ 本業務の企画・内容（95点）

- ・表現力や独自性はあるか。
- ・手に取って読みたいと思うか（インパクト・アピール力）。
- ・読者の意識の変革や、行動につながるものか。
- ・読みやすさに配慮された文字や色使い、デザインとなっているか。
- ・I n f o r m a t i o nは適切にリライトされ、見やすく整理されているか。
- ・使用されている写真が趣旨やテーマに合っていて、撮り方等に工夫が見られるか。

ウ 本業務の実施体制（40点）

- ・仕様を満たし、事業を実施するための適切な体制となっているか。
- ・突発的な作業へ対応できるか。

エ アピールポイント（独自提案）（15点）

- ・広報誌の効果を上げるための実効性のある工夫やアイデア等が提案されているか。

オ 経費の妥当性（30点）

- ・見積額は上限額内になっているか。
- ・予定回数が未定の時の見積単価の価格設定は合理的か。

(2) 審査結果

審査結果は、文書により全ての提案者に対し通知するものとする。

(3) 結果公表

審査結果は、市のホームページに最優秀提案者以外を秘匿処理した上で、順位・得点を掲載する。

(4) その他

ア 提案者が1者のみであった場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。

その際、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。

イ 得点が最も高い提案者が複数あるときは、そのうちから、各委員の協議によって最優秀提案者を選定する。

ウ 審査後、最優秀提案者が失格となった場合又は辞退をした場合は、審査結果が上位の次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする。

エ 決定した契約受託者と契約合意に達しない場合、次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉することがある。

オ 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合には、提案者等の提出書類を開示する場合がある。

1 0 契約手続き

委託契約は、最優秀提案者と企画提案内容に基づいて仕様等を協議し、一者随意契約を締結する。

1 1 連絡先及び各書類の提出先

柏市広報部広報広聴課広報誌担当

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL：(04) 7167-1175

FAX：(04) 7166-8289

e-mail：koho-kashiwa@city.kashiwa.chiba.jp